１　この表は、内国法人が令第141条の６第１項（保険会社の投資資産及び投資収益）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六㈠付表四の記載要領第二号から第四号までの規定中「又は連結法人」及び「又は連結事業年度」を削り、同第五号中「又は連結法人」及び「又は連結事業年度」を削り、「第69条第４項第１号」の次に「(外国税額の控除)」を加え、同第六号中「又は連結法人」及び「又は連結事業年度」を削る。

別表六㈠付表五の表中

当期の法人税額 (別表一「４」－別表六(五の二)「５の③」－別表十七(三の六)「１」) (マイナスの場合は０)	を	当期の法人税額 (別表一「４」)－(別表六(五の二)「５の③」)－(別表十七(三の六)「１」) (マイナスの場合は０)

に、

繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「４の計」)	を	繰越欠損金の (別表七(一)「
通算対象欠損金額の損金算入額 (別表七の三「５」)		通算対象欠損金額 (別表七の二
通算対象所得金額の益金算入額 (別表七の三「11」)		通算対象所得金額 (別表七の二

当期控除額 ４の計」)	に、	その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「47の①」)
の損金算入額 「５」)		非課税国外所得金額 (別表六(二)「47の②」＋別表六(二)付表一「26」)
の益金算入額 「11」)		

その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「46の①」)	を	に改め、同表の記載要領第二号中「公益法人等」を「公共法人等」に改める。
非課税国外所得金額 (別表六(二)「46の②」)＋(別表六(二)付表一「26」)		

別表六㈠付表六の表中

過去当初申告税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「22」)	税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「19」＋「20」＋「21」)	を

過去当初申告税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「21」)	税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「18」＋「19」＋「20」)

に改める。

別表六㈠の㈡の表を次のように改める。